

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

海難審判所は、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する行政処分を行うための調査と審判を行い、もって海難の発生の防止に寄与することを目的とし、海上における安全・安心の一翼を担う国土交通省の特別の機関として、平成 20 年（2008 年）10 月 1 日に旧海難審判庁より分離・設置され、本年 10 月で丸 13 年となりました。

海難審判所の任務は、裁判類似の厳正な手続を定めた海難審判法に則り、海事に関する豊富な知識・経験を有する理事官及び審判官によって行われる海難調査及び対審方式による海難審判を通じて、海難防止の観点からの確に当事者の故意又は過失を認定することにより、最も効果的な同種海難の再発防止策を裁決書において示すことにあります。

また、海難審判所は、テレビ会議システムなど I T 技術を活用した海難調査と審判の業務改善に取り組むとともに、GPS・AIS・VDR など客観的証拠の集取・分析による海難調査と審判の機能強化を図っております。

海難審判所では、年 1 回、前年 1 月から 12 月までに発生した海難の発生状況、調査状況及び言い渡した裁決書の内容を集約し、「レポート 海難審判」として発行しておりますが、このたび、令和 3 年版を取りまとめました。

裁決書には、個々の海難について、当事者が置かれた状況や海難発生に至った経過を詳細に記載した上で、当事者の行為のどこに問題があったのか（何を改善すれば海難を防ぐことができたのか）を明らかにし、当事者が注意義務を果たさなかった事情なども示しています。これらの事実情報は、海難関係者のみならず、船舶運航に携わる多くの皆様が、今後同じような状況に遭遇した際、事故に陥らないための教訓として役立つものと考えております。

当所のホームページでは、裁決書の内容を公開し、併せて、裁決書に対するご意見、ご指摘をいただくようにしており、海難防止の一助として活用させていただくとともに、海難審判行政に対する皆様のご理解を一層深めていただければ幸いです。

令和 3 年 12 月 海難審判所長

目次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知、立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25